**工事同意願作成から同意書発行までの流れ**

１　工事同意願作成

　・同意願 （押印は省略可）

　・工事位置図

　・工事平面図

　・標準断面図（横断図）

　・仮設図（土嚢設置計画・水替え・切り回し関係）

　・その他（最小限：大きい工事の場合は工程表）

　・複数の支部分を一括申請する場合は、支部ごとに分かるようにして下さい。

　※　工期の終了日は、見込みの工期でお願いします。

発注者から工期延長の話がある場合や工程上工期延伸の可能性がある場合

なお、工期は許可の日から１年未満とします。

２　支部長等説明

　・支部長に工事同意願を１部提出のうえ、施工内容・施工方法及び社会貢献事業について説明して下さい。また、社会貢献事業について発注者の理解を得て下さい。

* 工事が複数の支部にまたがる場合、一括申請するか、支部毎に申請するかは各支部長（または事務局）と打合せをお願いします。

３．同意願提出

　・支部長了解後、組合本部に同意手数料を添えて提出する。

・提出部数 標準　２部　支部（１支部）に同意願を手渡した場合は本部と戻し分

部数については、同意願を手渡さなかった場合、支部が増加した場合は、　その分を加えて下さい。

４　同意手数料

６００万円未満及び工期変更のみの工事については４月１日申請分から割引きが適用となります。なお、次の説明資料が必要です。

　　　①６００万円未満の単独工事については契約書の写し等

②１工事を支部毎に分割して６００万円未満の工事で申請する場合は積算書等

　　◎当初申請

　　　工事金額　３００万円未満　　　　　　　　￥５，０００円

　　　　　　　　３００万円以上　６００万円未満　 ￥１０，０００円

　　　　　　　　６００万円以上　　　　　　　　￥１５，０００円（公示のとおり）

　　◎工期のみの変更　　当初申請の半額

５　同意書発行

　 即日発行を目指します。

工事同意願

令和　年　月　日

　　栃木県鬼怒川漁業協同組合

　　　　代 表 理 事 組 合 長　様

申　請　者

　会 社 名 ：

　代表者名 ：

　郵便番号 ：

　住 　所 ：

　電話番号 ：

　連絡責任者：

　同上携帯番号：

下記の工事について同意願います。

　　　　　　　　　　　　　　　記

１　工事の概要

(1) 工事名：

(2) 工事内容：

(3) 工事発注者：

(4) 工事場所：

(5) 河 川 名：

　ア　国土交通省河川表示（鬼怒川、小貝川のみ）：　　　Ｋｍ地点

　イ　工事位置：左岸・右岸・両岸、河床・護岸

(6) 工事期間　　許可の日から　令和　年　月　日まで

２　添付図面

 (1) 工事箇所拡大図（河川における位置図）

 (2) 工事内容概略説明図（標準断面図、締切り及び進入路等仮設図面）

３　社会貢献事業　次のとおり建設業における社会貢献事業を実施します。

（該当する場合、□にチェックを入れる。）

１）仮設締め切り等により取り残された魚類について移動を実施します。

２）魚類の移動にあたり、外来生物法により放流が禁止されているブラックバス、ブルーギルなどの外来魚を駆除（埋設または消却）します。

３）環境や生態系にやさしい川づくりをします。

　　　　　河川の清掃など環境活動を実施します。

　　　　　河床は重機により転圧せず、河川動植物が住みやすいよう空隙を多くする施工方法を採用します。

　　　　　川の流速が早くならないよう所どころ置き石を設置します。

　　　　　魚が隠れやすいよう魚礁を設置します。

４）河川に仮設道路（進入路）を残し、遊漁者（釣り客）に良好な漁場を提供します。

　　　　なお、これによりカワウの着水が防止され、漁業資源も守られます。

５）その他 社会貢献事業と認められるものを記入下さい。

　　　①

　　　②

４　遵守事項

　施工に当たっては、河川に汚濁が生じないよう最新の注意を払い、更に、棲息する動植物に影響を与えないように十分な配慮をいたします。

栃 鬼 漁 第　　号

令和　　年　　月　　日

　　前記施工業者　様

栃木県鬼怒川漁業協同組合

代 表 理 事 組 合 長

　前記工事について次の遵守事項を守ることを条件に同意します。

　施工同意に伴う遵守事項

(１) 工事の実施に際しては、当組合の地元支部と緊密な連携をとりながら実施すること。

(２) 瀬替えを行う場合は、予め瀬替え場所を準備してから１トン土嚢等で締切り盛土するなど極力工事の実施により河川に汚濁が生じないよう細心の注意を払うこと。

(３) 施行箇所から汚濁水が発生する場合には必ず沈殿池を設置し、汚濁水が下流域に流出しないよう措置し、棲息する動植物に影響を与えないようにすること。

(４) 瀬替え等を行う場合は、河川に残った魚は極力回収して上流域又は下流域に放流すること。なお、外来魚については支部との打合せにより処分すること。

(５) 水産動植物の移し替えを行う場合には、地元支部の指示に従うこと。

(６) 締め切った河川内には一般の人が立ち入り絶対に魚を持ち出さないよう十分監視すること。

(７) 万一、工事に起因して水産動植物に損失を与えた場合にはその損失を補償すること。

（以下のチェックの項目を遵守のこと）

工事等の実施にあたり、部品や破片、材料等の河川への落下、流出防止を図ること。

 工事の実施にあたり○○○関係者と調整を図ること。

漁場において当組合員及び遊漁者とのトラブルが発生しないよう十分注意すること。